

# 申告日程 (北秋田市) 2月3日～3月15日

## 平成24年度「市・県民税」

# 申告相談が始まります

平成23年分の収入(所得)の申告相談がはじまります。地区ごとに日程を指定していますので、日程表で確認のうえ指定会場で申告してください。指定された日に都合がつかない場合は別の日又は会場で申告できますが、資料準備のため希望日の前日までに電話連絡をお願いします。

なお、今回から会場及び申告受付の仕方などについて、一部変更していますので、お間違えのないようお願いいたします。また、申告会場は大変混み合うため、やむを得ず人数制限をする場合があります。申告相談を円滑に行うため、ご理解とご協力をお願いします。

### ■申告しなければならぬ方

- 平成24年1月1日現在、北秋田市にお住まいで、次のいずれかに該当する方
- ①平成23年中に営業、農業、その他の事業所得、不動産、小作料、配当、譲渡、一時所得などがあつた方
- ②給与所得者で次に該当する方
  - ▽給与以外に、所得があつた方
  - ▽2力以上の事業所から給与を受けた方で、年末調整をしていない方
  - ▽給与収入額が2千万円を超える方
- ▽勤務先の事業所から市税務課に「給与支払報告書」が提出されていない方

- ③医療費控除、寄付金控除、住宅ローン控除などを受ける方
- ④公的年金を受給している方で、所得控除を受けようとする方

平成23年中に所得がなかった方や障害者年金、遺族年金などの非課税所得のみの場合であっても、国民健康保険税等の軽減判定や税に関する証明書の交付等のため申告が必要となります。

※申告書を自書し市役所窓口へ提出する方は、収支内訳書、源泉徴収票、保



険料控除証明書等の書類の添付が必要です。必要書類が揃っていない場合は受理できないことがありますのでご注意ください。

※青色申告書と消費税の申告書は税務署へ提出してください

### 農業収支計算説明会

農業所得の申告をされる方を対象に、収支計算の仕方などについての説明会を開催します。お気軽にご参加ください。(申込み不要)

- ◆開催日 1月13日(金)
- ◆時間 午後1時30分～3時
- ◆場所 北秋田市交流センター

◎ 大館税務署 ☎0186-42-0671

### ■申告する必要のない方

- ①税務署へ所得税の確定申告書を提出される方
  - ②給与所得以外に所得がなく、職場で年末調整をすませている方
- (医療費控除等を受ける方や退職等により年末調整を終えていない方は申告が必要です)

### ■住宅借入金等特別控除

平成23年中に一定の居住用家屋の新築、購入、増改築等により特別控除を受けようとする方は、次の書類をご持参ください。

- ▽登記事項証明書
- ▽工事請負契約書又は売買契約書
- ▽住民票
- ▽住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

※認定長期優良住宅の新築等の場合は、別に書類が必要になります。



### ■所得税の確定申告は「e-Tax」が便利でお得です

確定申告を「e-Tax」で行うことにより、申告会場に向かなくても、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」から直接電子申告ができます。ぜひご利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

◎ 大館税務署 ※音声案内で2番選択  
☎0186-42-0671

### ■事業主のみなさまへ

前年中に給与・賞与等の支払いをした事業所は、1月31日までに前年中の給与所得の金額その他必要な事項を当該給与の支払を受けている者の1月1日現在の居住市町村に提出しなければならぬこととなっています。

申告相談を円滑に行うため、早めの提出をお願いします。

### ■住民税からの住宅借入金等特別税額控除

平成11年1月1日から平成18年2月31日までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除を受けている方で、所得税から控除しきれない額があつた場合、昨年までは住民税の特別税額控除申告書を毎年提出する必要がありました。税制改正により申告書の提出は不要になりました。

ただし、退職所得、山林所得を有する方、所得税において平均課税の適用を受ける方は申告書を提出する必要があります。

### ■申告に関するご相談、お問い合わせ先

税務課市民税班 ☎62-11116



## 「e-Tax (電子申告)」を利用して申告すると…

### ①平成23年分の申告で最高4,000円の税額控除

平成23年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高4,000円(平成24年分については最高3,000円)の控除を受けることができます。(本控除の適用は、平成19年分から平成24年分の間でいずれか1回受けることができます)

### ②添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院などの名称、支払金額等)を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます。(税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります)

### ③還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は書面申告と比べて早期処理しています。(3週間程度に短縮)



**e-Tax** をご利用ください  
詳しくは、e-Taxホームページ [www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください